

環境社会配慮助言委員会 第117回 全体会合

日時 2020年10月5日（月）14:00～15:39

場所 JICA本部 202会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子※	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史※	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟	法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹 (敬称略、五十音順) ※会議室参加

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
西井 洋介	南アジア部 南アジア第一課 企画役

○加藤 JICA審査部、加藤です。

それでは、お時間となりましたので、始めさせていただきます。今、2名ほど委員の方で遅れている方がおられますけれども、おひとかた、10分ほど遅れられるとご連絡をいただいております、もうひとかた、間もなくと思いますけれども、始めさせていただきます。

ただいまより、JICA環境社会配慮助言委員会第117回の全体会合を始めさせていただきます。

助言委員の皆様、本日は会場あるいはオンラインでご参集いただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナの感染の拡大状況は引き続き難しい状況にあり、今回の第6期の全体会合もこのような遠隔の形で進めております。皆様のご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

毎度のこととなりまして恐れ入りますけれども、議事に入ります前に、遠隔の全体会合の実施に当たりまして、注意事項を何点かお知らせいたしたいと思います。

画面にも掲示がされておりますけれども、逐語議事録を作っております関係で、皆様、必ずマイクをご使用いただきご発言いただくということでお願い申し上げます。ご発言されない間はミュートにさせていただきます、発言される際はマイクがついていることをご確認のうえ、ご発言いただければと思います。

また、2点目ですけれども、ご発言される際には、冒頭お名前を名乗っていただきまして、司会者から指名され次第ご発言いただくということでお願いいたします。どなたに向かってのご発言かも明確にさせていただいて、できれば結論を端的に短くご発言いただくと大変ありがたいと思います。

また、お名乗りいただいた際にほかの委員と声が重なった場合、また、ほかの委員の発言中に次の発言をご希望される場合は、チャットにご発言の希望の旨を書きいただきますと、円滑に議事を進行できるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。事務局のほうでチャットは常にフォローしております。

注意事項は以上となります。

本日は逐語議事録を録音させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の司会進行を原嶋委員長にお渡ししたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 原嶋です。音声入っていますでしょうか。

○加藤 はい、入っております。

○原嶋委員長 それでは改めまして、環境社会配慮助言委員会第117回の全体会合を開催します。よろしく申し上げます。

本日は、22名ご参加予定で、若干遅れている方いらっしゃるようですが、会議室では、予定としてはお二人ご参加というふうになっております。その余の委員についてはオンラインでの参加ということになります。本日もよろしくお願い申し上げます。

それではまず、議事次第に従いまして、ワーキンググループのスケジュール確認です。よろしくお願い申し上げます、事務局のほうで。

○加藤 事務局、JICA審査部、加藤です。

ワーキンググループのスケジュールの確認、議事次第の次のページの日程表をご覧ください。

と思います。記載のとおり担当の委員の方々を割り振らせていただいておりますので、ご都合の悪い日程等ございましたら、今日この場でお知らせいただくか、また、メール等で事務局宛てにお知らせをいただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

もし何かご発言ございましたらサインを送ってください。

どなたか発言を希望されている方がいらっしゃいますか。ちょっとこちらでは把握できていないのですけれども。

○加藤 おられません。

事務局より1点だけ。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○加藤 日程表に、10月30日、11月2日の日程を記載しておりますけれども、この日はキャンセルということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

確認ですが、10月30日金曜日と11月2日月曜日のワーキンググループはキャンセルということになりました。

それでは、あと、日程についてもお問い合わせがございましたら、メールで事務局のほうによりしくお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。では、次に移ります。

3番目の議事ということで、ワーキンググループの公開資料についての報告でございます。これにつきましては、事務局のほうからご説明ということでよろしいでしょうか。

○加藤 はい。事務局、JICA審査部、加藤よりご説明をさせていただきたいと思います。

シエラレオネ国パイナップル生産・加工事業（海外投融資）の案件でございますけれども、情報公開につきましてご報告をさせていただきます。

これは、先日9月14日付で委員の皆様宛てにメールを流させていただいたものですが、そのメールもご参照いただければと思います。

先般、本件につきましては、全体会合時に公開資料に関するご説明をさせていただきました。最終的な公開の範囲につきましては、本件の対象先の民間事業者STLから内容を確認したいという依頼があって、最終的にSTL社のスポンサーを通じて、内容につきまして一部追加の不開示とするよう要請がありました。

具体的には、画面出ますでしょうか。

この環境レビュー方針の後半のほうの受給資格、補償方針の一部の非開示でございます。この部分が不開示となることを条件として、公開についてSTLおよびSTLのスポンサーからの同意が得られた、公開に係る同意が得られているところでございます。

前回ご説明したときと同様に、追加で不開示になる情報につきましては、前回ご説明した不開示とする内容と同様の属性、主にこの受給・補償の内容、そういったものと同じ属性になりますけれども、不開示ということになります。根拠としましては、皆様にお配りしております環境社会配慮助言委員会運営に係る共有事項というところに、情報公開の取り扱いが書いてございます。そこに

ある不開示とする場合の判断基準として、審議・検討または協議に関する情報、また、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある情報、また、相手国等の商業上等の秘密、その3つに該当するということで、スポンサーからの要請を受けて不開示情報の削除を修正したもので、資料の公開をさせていただきたいと思います。

メールでご連絡をした内容を改めて本日、全体会合でも報告させていただいて、今後、情報公開をしていくということになります。

また、メールではお手元に委員限りの資料をお配りしておりますけれども、そのお取り扱いはお手元限りとしていただければと思います。

以上、事務局からのご説明でございました。

○原嶋委員長 原嶋でございます。ご説明、どうもありがとうございました。

今ご説明をいただいた内容につきまして、ご質問等ございましたらサインを送っていただけますでしょうか。よろしく願います。

今のところ、こちらにはサインを頂戴しておりませんが、よろしいでしょうか。

既に今ご紹介にありましたとおり、共有事項のルールに従いまして不開示ということで、初めての委員の皆様にも、こういう形で一部、情報の非開示という取り扱いを余儀なくされる場合があるということで、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

ご質問等ございましたら、遠慮なくサインを送ってください。

特にサインを頂戴しておりませんが、事務局のほう、特にそちらにはございませんか。

○加藤 はい、事務局のほうでも特段追加のご発言される方の確認はできておりません。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは一応、本件ご報告を頂戴しまして、今後も多分、海外投融資の事業などで、民間事業者が関与する場合にはこういう場合があるかと思えます。

今、阿部委員でございましょうか。阿部委員が挙手をされているというふうにこちらのほうで把握しておりますので、阿部委員、ご発言をお願いできますか。

○阿部委員 タイミング悪く、申しわけありません。

1点伺います。後学のために願います。非開示ということ自体は開示するのでしょうか。

○原嶋委員長 事務局、願います。

○加藤 ご質問ありがとうございました。

本日の議事録は全て逐語で公開がされますので、今回のご説明内容は公開がされるということになります。

以上です。

○阿部委員 ありがとうございます。

そうしますと、議事録を読むと非開示であるということがわかるという流れです。とそういう理解でよろしいのでしょうか。

○加藤 事務局、加藤です。

はい、ご理解のとおりです。

○阿部委員 逆に言うと、議事録を読まない人は、この案件自体についてもあまり理解するといえますか、状況を把握することは難しいということになるのでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

内容としましては、環境レビュー方針自体は不開示の部分を除いて公開をいたしますので、該当する部分につきましても、その特定の部分以外のところでおおよその全体像は把握をいただけるという内容になっております。

よろしく申し上げます。

○阿部委員 ご説明ありがとうございました。

○原嶋委員長 阿部委員、よろしいでしょうか。

あと、松本委員、挙手されておりますので、松本委員、ご発言、お願いします。

○松本委員 聞こえますでしょうか。松本です。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。松本委員、お願いします。

○松本委員 このもともとの審議のときにはまだ委員でなかったもので、教えていただきたいのは、例えばリース、これはどうするのですかね。この不開示部分を読んでしまったら開示になってしまうという非常に難しいところになっていますけれども、例えば、ステークホルダーとの協議で何が合意されたかということも開示されないのでしょうか。その合意の内容について、何らかの理由で不開示になるということは仮にここでは合意できたとしてもですね。つまり、どういうプロセスで何が合意されたのかということ自体についても開示できないということでしょうか。

○原嶋委員長 事務局、よろしいでしょうか。

○加藤 事務局、加藤です。

本件、海外投融資の事業で、この部分、当該部分につきましては民民の取引で、お互いの合意形成の下にリース契約の中で対応がなされるというもので、仮に合意がなされない場合には、その土地はリースによる取得がされないという形になりますので、裏を返せば、合意がならなければ、そのような利用はされないということが言えるかと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 松本委員、いかがでございましょうか。

○松本委員 ちょっとごめんなさい、この案件のときの議論に加わっていないので、これ以上は差し控えますけれども、ただ、書かれている内容自体は結構重要なことですし、補償に関する極めて重要な記録ですので、それが住民たち、ステークホルダーとの間でしっかりと確認をされていること等々をJICAとして十分確認をしているということが既にこの委員会を通じて発言されているなり文書になっているのであれば、私は特に問題はないという、問題がないというか、理解はいたしました。

JICAが確認をしているという事実自体を私としては1番大事、この委員会としては大事かなと思っていますので、そこだけ最後に確認して終わりにさせてください。

○原嶋委員長 事務局、よろしいでしょうか。

○加藤 事務局、加藤です。

まさにご指摘の適正性については、JICAとしても確認を行い、および助言委員会のワーキンググループの場においては、全てその内容もワーキンググループの皆様には共有のうえ、審議をいただいているということで、それに基づいた助言もいただいております。そういったものも踏まえて、適切な内容を今後も、審査においても確認をしていくというところになります。

以上です。

○松本委員 松本です。了解しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今後も海外投融資など、先ほど申し上げたとおり、民間の関与する事業については、こういったことが出てまいりますので、その都度確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。特にご発言、希望される方はサインを送ってください。

特にこちらでは把握しておりませんが、事務局のほう、何かサインがありますでしょうか。

○加藤 特にございません。

○原嶋委員長 それでは一応、このご報告についてはここで締めくくりとさせていただきます。

続きまして、4番目になりますけれども、ワーキンググループの会合報告および助言文書確定ということで、本日は1件でございます。インド国の北東州道路網連結性改善事業でございます、この案件につきましては源氏田委員にワーキンググループの主査をお願いをいたしました。源氏田委員からまずご説明を頂戴したいと思います。

源氏田委員、準備が整いましたら、よろしくお願い致します。

○源氏田委員 原嶋委員長、ありがとうございます。

それでは、ご紹介のありましたインド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ5）について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

これは、インドとバングラデシュの国境近くにある道路を改善して通行をスムーズにしよう、そういう事業でございます、ワーキンググループは、9月28日に開催されました。委員は、寺原委員、原嶋委員、山崎委員、そして私の4名でございます。質問・コメント合わせて45件ほど出まして、それを審議して助言案と論点案をまとめたという形になります。

この紙の真ん中より少し下のところに補足というのがありまして、ちょっと1点補足をさせていただきたいのですが、この事業につきましては、7月の終わりにスコーピングをやっております。スコーピング段階では、アッサム州、トリプラ州、メガラヤ州の3州の路線を一体的に検討してスコーピングをやりました。その後、各州の検討状況の進捗状況はかなり違うということで、今回はアッサム州の国道127B号線のみDFRを作成して検討しております。ですので、残りのトリプラ州の国道208号線およびメガラヤ州国道127B号線については別途DFRを作成し、今後審議をするという形になっております。

早速、助言のほうに入らせていただきたいと思いますと思うのですが、助言のほう、よろしいでしょうか。

環境配慮で5件、社会配慮で2件、合わせて7件の助言を出しております。

そして、最初からちょっと説明させていただきますけれども、まず環境配慮の1点目ですね。これは交通安全の話なのですが、ステークホルダー協議では住民の側から交通安全についてかなり心配が出されておりました、それに対応して出された助言です。住民の利便性向上と交通事故回避の観点から、道路ボックスカルバートの設置など道路横断に必要な措置について、現地住民の意見を踏まえ実施機関と相談することというのを一つ挙げております。

それから、2点目は自然保護の観点なのですが、本件道路の事業の予定地から大体5キロメートルぐらいのところにSareswar Beel IBA/KBAがありまして、ここには絶滅危惧種などの希少な

鳥類が生息していることから、これらの鳥類等を対象として、モニタリングの際には丁寧なモニタリングを実施することというのを入れました。

そして、3点目でございますけれども、道路の路面材を採取したりするので採石場を使うのですが、その採石場の選定に当たっては、水源地周辺を回避する、または、当該国で定められる野生動物保護区やIBA/KBAを回避することをFRに記載することというのを入れています。

そして4点目が、道路ですので騒音の点も配慮する必要があるということで入っておりますけれども、騒音のモニタリング実施地点については、学校等のsensitive receptorsも対象に含めるとともに、必要に応じ防音壁の設置等の緩和策を講じることというのを入れています。

そして、5番目ですが、大気汚染物質、騒音の予測値が実はDFRの段階でまだ出ていませんでしたので、それを記載してくださいと。これは、後で、実際のワーキンググループのときにはデータを出していただいたので、そのデータをFRにちゃんと記載してくださいという話が入っております。

6番目、社会配慮のほうにいきますけれども、住民移転の数、スコーピング段階の評価と比べて大幅に増加しておりましたので、その理由をFRに記載することというのが入っています。スコーピング段階のときには、確か74世帯387名ぐらいだったのが、このDFRの段階だと698世帯7,262人が影響を受けるというような感じになっておまして、かなり大幅に増えていますので、その理由をきちっと書いてくださいというのが入っています。

そして、最後に7番目ですが、代替案の検討においては、非自発的住民移転等の回避・最小化などの基準を再整理のうえ、項目ごとの判断基準や重みづけなどを含めた総合的な判断根拠をFRに記載することというのが入っております。これは、スコーピング段階の助言の段階で、代替案を比較するときには、非自発的住民移転の回避・最小化はちゃんと行われているかどうかを検討してくださいというのが入っておりまして、それを踏まえまして、しっかり検討していただきたいという、そういう意味です。非自発的住民移転の回避・最小化はもちろん入るのですが、それ以外の項目も併せて、JICAのほうでは総合的に判断をしたということをおっしゃっておりますので、総合的に判断したというのは、実際どういうことを総合的に判断したのかということ、理由をきちっと丁寧に説明していただきたいというのが助言の趣旨です。

これは、次の論点のところも同じことなので、論点、この最後の助言とダブるのですけれども、論点は一つでございます。代替案検討結果の十分な記載についてということで、代替案の検討における非自発的住民移転の回避・最小化の視点など、環境社会配慮要素を考慮に入れた総合的な判断根拠について議論がなされると。JICAが言う総合的な判断なのですけれども、それについては、その根拠とする考え方やアプローチが案件によって差異があり、その判断根拠について十分な記述を行うことが肝要との議論がありました。また、ドラフトファイナルレポートでは、スコーピング段階での指摘を十分に踏まえた検討結果であることが明瞭となるよう記載することの重要性が指摘されたということで、これは、総合的な判断と一言で言ってしまうと、どう判断されたのかわからないということなので、そうではなく丁寧に、どの部分に重みづけを置いて、どういうふうに判断をして案を選んだのかということをお丁寧にきちっと書いてくださいと、そういう論点になります。

私のほうから説明は以上ですが、当日、参加されておりました寺原委員、原嶋委員、山崎委員から補足がありましたら、お願いいたします。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございました。

1件、この案件は、先ほど源氏田主査からご説明ありましたとおり、冒頭にありますとおり、若干不規則な進行になっております。この点は確認させていただきますけれども、あと、山崎委員、寺原委員、もし補足でご発言ありましたらお願いします。山崎委員、寺原委員、ご発言ありましたらお願いします。

○寺原委員 寺原でございます。いいですか。

○原嶋委員長 はい、寺原委員、お願いします。

○寺原委員 今、源氏田委員からご説明あったとおりなのですが、本案件、私はスコーピングのほうは出ていなかったのですが、スコーピングのほうでも代替案の検討に対してコメント・助言が非常に多くあったにもかかわらず、ドラフトファイナルレポートの中においては、自発的住民移転回避・最小化を図ると書いてあるだけで、実際の表の中でそれが表れていない。具体的に申しますと、3案あるうち、必ずしも自発的住民移転が最小化である案が選ばれていないということがございました。これはどうしてですかという話になりまして、JICAさんのほうでは、必ずしもそれを選ぶということではなくて、総合的な判断に基づくとということでしたので、今回の助言と論点というのはこのようになっているということでございます。

よろしくお願いします。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございました。

山崎委員、よろしいでしょうか。山崎委員、ご発言ありましたらお願いします。

○山崎委員 山崎です。

私のほうからは、その助言の5番目のところで指摘をさせていただいている点につき、補足させていただきます。

ドラフトファイナルレポートの中に、目次にある交通量の予測という項目に中身が入っていなかったということもあって、そのデータをWG会合の直前に頂いたのですが、その中身を見ると、2030年、2040年に向けて交通量が2倍、3倍というレベルで増えていくことが見込まれるということとございました。

一方で、これに伴う大気汚染物質とか騒音のデータについては、ベースラインの評価は行われていたものの、こういった交通量の予測に対しどれだけ将来にわたる影響があるかという予測データがDFRの中に記載されていませんでしたので、その場でワーキンググループの中で質問したところJICAさんより画面共有でシナリオに基づくデータを見せていただきました。これによれば将来交通量が2倍から3倍に増加する予測ではあるものの、概ね大気汚染物質や騒音は環境基準値を下回る予測となっていました。道路を舗装するということでもあって、これによりエンジンを吹かさなくてよくなるであるとか、土ぼこりもなくなるというような効果もあり、交通量の増加の予測にかかわらず、こういったPM、SOx、NOxといった大気汚染物質が、あと騒音ですね、この数値が基準内に収まっていくのだというご説明がございましたので、最終的にはこの助言案ということにさせていただきます。

私のほうからは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

あと、小椋委員、山岡委員から発言の希望を頂戴しておりますので、まず小椋委員、聞こえます

か。お願いします。

○小椋委員 聞こえますか、小椋です。よろしいですか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。小椋委員、聞こえます。

○小椋委員 案件概要、私は、実はこれは、フェーズ4のときワーキングに出席させていただいて、同じような質問で恐縮なのですが、案件概要のパワーポイント資料10ページの左に沿道沿いの住宅・商業という小さい写真があるのですが、現道のライト・オブ・ウェイの幅員というのは、それぞれ、インド政府というのか、個々の州になるのか、わからないのですが、決まっているのでしょうかという質問が一つ。JICAさんに、もしご存じでしたら教えてほしいのと、ここまで沿道にお店とかが張り出していると、よくあるのは、いわゆる境界、boundary dispute、境界紛争が起きやすいのですね。ここまでが本当はライト・オブ・ウェイだとか、いや、そうではなくて私有地だということで。そういったことが起こり得ないのかなという懸念があります。カンボジアでは、大きな問題になっているので、その辺を教えていただければありがたいです。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。

JICAのご担当の方はいらっしゃいますか。今、小椋委員から境界に係るご質問ありましたけれども、JICAのご担当の方のほうで、現在の段階での理解、ご説明いただけますか。

○西井 南アジア部南アジア第一課で担当しております西井と申します。よろしく願いいたします。

今回審議をいただきまして、本当にありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。お願いします。

○西井 ご質問いただいた件でございますが、一応境界はルールとしては決まっているはずでございます。今のところ、用地取得の協議を現地で進めている限りにおいて、その境界自体が揉めているというのは1件も聞いておりませんで、そこに関しては不明瞭ではなくて、ある程度明確なルールに基づいて調整されているとそこらは理解しております。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

小椋委員、よろしいでしょうか。小椋委員。

○小椋委員 はい、承知しました。

もし時間が許される限りであれば、こういった法制度で幅員が決まっているのか、国道はセンターラインから何メートルの幅員なのか、あるいは、こういう地方道はセンターラインから何メートルなのか。恐らく、州政府なのかインド政府かわかりませんが、規定を持っていらっしゃるのか、そういう法令や制度は調べておかれたらよろしいかと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

西井さん、今の道路幅員の決定根拠について何か情報ございますか。西井さん。

○西井 西井でございます、すみません。

今手元で、すぐにぱっと出せるものがないので、確認して情報反映させておくようにいたしたいと思えます。

○原嶋委員長 もし可能であれば、簡単にメールで情報提供をお願いできますか。

○西井 承知いたしました。確認いたします。

○原嶋委員長 では、今、小椋委員からご質問にありました道路幅員の決定の根拠については、また情報提供をお願いするということでしょうか。

続きましては、山岡委員、聞こえますか。

○山岡委員 はい、山岡です。

○原嶋委員長 お願いします。

○山岡委員 よろしいでしょうか。ちょっと細かい点なのですが、2点ほどあります。

1点目ですけれども、社会配慮の第7番の助言項目で、これ、非自発的住民移転の「転」が抜けているというふうに思います。

もう1点ですけれども、1番目の助言で「交通事故回避の観点から、道路ボックスカルバートの設置など」というふうにはなっているのですが、これはいわゆる暗渠だと思いののですが、通常ですと横断歩道とか、あるいは信号、こういうほうが普通かなと思うのですが、これはやはり地元住民から、人が横断するために小さなボックスカルバートを設置したほうがいいというような、そういう意見が出ているということなのではないでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

まず、1点目の脱字については、源氏田主査、よろしいでしょうか。ちょっと確認をお願いしてよろしいですか。7番目の……

○源氏田委員 はい、7番目ですね。

○原嶋委員長 脱字ですね、これは。

○源氏田委員 はい。

○原嶋委員長 脱字がありましたので、修正をということでよろしいでしょうか。

○源氏田委員 はい。非自発的住民移転の「転」が抜けておりましたので、移転の「転」を入れていただけますか。お願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今、後半の点については、実は私の助言ということで、全線のうち多くの部分が盛るところが多いということなのなのですが、西井さん、補足説明、お願いしていいでしょうか。西井さん。

○西井 南アジア一課の西井でございます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 お願いします。

○西井 今、原嶋委員にご指摘いただきましたとおり、全線で結構盛土をするところもございまして、どちらかというと単純に、その交通の便の観点からボックスカルバートという選択肢を多く使わせていただいているということでございます。

一般的な交通事故の対応として、そのほかにもいろいろと事故抑制に向けた取り組みもさせていただいております。適切なその設計速度の適用ですとか、そのための表示ですとか、あとガードレール、横断歩道の設置、注意喚起表示等も実施していくようにはさせていただいておりますが、ほとんどはボックスカルバートの横断が多いかなと思っております。

住民のほうから今の時点でボックスカルバートにしてくれという意見は、住民協議をさせていた

だいている中で具体的には、聞こえてきていないかと思います。単純に設計上の都合から、それが多くなっているということでございます。

○原嶋委員長 山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 全体としてはかなり盛土が多くて、あと、排水のボックスカルバートがかなりの数を置く。その置く場所の選定についてはいろいろ議論があるようなので、こういったことに至ったということが背景にあります。

○山岡委員 はい。やはり、このボックスカルバートはあくまでも人が移動するだけで、何か車とか馬車とか、そういうものが移動するほどの大きさではないということによろしいのでしょうか。

○原嶋委員長 西井さん、よろしいですか。

○西井 西井でございます。

ボックスカルバートにも何種類かございまして、そういう人が交通するものもございしますが、交通、道路が横断するようなところは貨物ですとか車が移動できるようなボックスカルバートを設置する箇所もございまして、そこは、高さ5メートル以上とか、規定で高さもそれぞれ決まっております、貨物が過不足なく通れるようなボックスカルバートを設置する箇所もございましてということでございます。

○山岡委員 山岡です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

○山岡委員 ただ、やっぱり大型のボックスカルバートになると、いわゆる盛土でも道路の構造のがかなり強固になって、設計も変わってくるのではないかと思いますので、その辺は経済性も考慮して、いろいろな方法があると思いますので、先ほど申し上げたように横断歩道とか信号をつけるとかいう方法もあると思いますので、総合的に検討されたいのではないかとこのように思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

続きまして、作本委員、聞こえますか。

○作本委員 はい、作本です。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 ちょっと声を大きめにお願いします。

○作本委員 はい。短い質問なのですけれども、すみません。

助言の4と5に、騒音に関してはモニタリングを行う、あるいは予測値をとというような記述があるのですけれども、確かインドに振動のほうの規制はあったのか、ないのかということと、振動についてはこのようなモニタリングあるいは予測値について検討する、あるいは議論された経緯があったのかどうか、そこだけ教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 これは、今の件、西井さんで。

○作本委員 まず、ワーキンググループの方に。

○原嶋委員長 はい。源氏田主査、何かコメントございましたら、もし。

○源氏田委員 そうですね、騒音についてはデータがあったかと思うのですけれども、振動につい

ては、すみません、JICAの側に聞いてもよろしいですか。振動について、確か基準値はなかったように記憶しているのですが。

○原嶋委員長 はい。西井さん、わかる範囲でお願いします。

○西井 西井でございます。度々すみません。

○原嶋委員長 お願いします。

○西井 振動に関しては特段規定は今のところないと認識しておりまして、今回の件にしても、振動そのものを議論したということとはございません。

騒音とか大気汚染物質に関してはもちろん確認して、モニタリングを含めてやらせていただいているのですが、振動に関しては、そういう状況ではないということをご報告申し上げます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

作本委員、いかがでございましょうか。

○作本委員 すみません、やはり騒音と振動というのはセットで起こる可能性があるし、将来の予測値をあらかじめというか、見ておくというのはやはり重要なのではないかと思うのですね。インドは国土が広いということはありませんけれども、そういう必要性について、私自身もこの地域のことはよくわかりませんが、どのように事業を実施される、今、西井さん、考えられますでしょうか。今から新しく追加というのは難しいかと思えますけれども、必要性についてちょっと一言いただければありがたいと思います。

○原嶋委員長 西井さん、よろしいですか、お願いして。

○西井 すみません、すぐ折り返します。ちょっとだけお待ちいただけますでしょうか。

○原嶋委員長 はい。

○西井 南アジア一課の西井でございます。お待たせいたしました。ありがとうございます。

今、作本委員にご指摘いただきました振動の件、実施機関ともう1度ご相談させていただくということでもよろしいでしょうか。少なくともインド側で規定としてそれを求められている状況ではない中、かつ、平地の道路でもありますので、どれぐらいの影響があるかということも実施機関の意見も聞きながら、どのような情報が取れるかというのを確認してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○作本委員 作本ですけれども、インド国側に確か振動規制なかったと思うのですね、先ほど源氏田主査もおっしゃいましたけれども。そのような中で相手国政府と協議するというのは大変なことかと思えますけれども、相手国、インドに関心を将来的に払ってもらうためにも、何か協議の場を持っていただければありがたく存じます。

以上です。結構です。

○原嶋委員長 原嶋です。

田辺委員、聞こえますか。田辺委員。

○田辺委員 はい。

○原嶋委員長 ご発言をお願いします。

○田辺委員 私、この案件のスコーピング段階で代替案についてコメントさせていただいたので、非常にこの点気になったのですけれども、まず、JICAに二つ質問がありまして、一つは、スコーピング段階の評価と比べて大幅に住民移転の数が増加した理由というのを教えていただきたいという

のと、それから二つ目が、この最終的な助言案の7にも関連すると思うのですが、最終的な案が必ずしも最小化案ではないということで、総合的な判断という、その総合的な判断の何に重みづけが置かれてこのような判断になったのかというのを教えていただけると幸いです。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

西井さん、まさにワーキンググループで話が出たところですけども、よろしいでしょうか。

○西井 南アジア一課、西井でございます。ご質問ありがとうございます。

まさしくワーキンググループでもご指摘いただいて、ご懸念をいただいていたところでもございます。

状況をご報告させていただきますと、まず、住民移転数の数に関して、何でこんなに変わってしまったのかということをもう1度洗い直してみましたところ、原因がありまして、DPRの段階、スコーピング段階のときに、元のインド側のフィージビリティ・スタディの数字を基に算出させていただいていたのですが、そこに少々瑕疵がありました。74世帯というのが非正規の住民移転数のみを対象にした数字だったということが判明しました。実際、協力準備調査の中で非正規と正規の住民移転数を合わせて算出した結果、大幅な数字の乖離が生じてしまったという状況でございます。ここに関しては単純な間違いでございまして、おわびを申し上げて、最終ドラフトファイナルのほうではきちんとした数字に訂正させていただいているところでございます。

そのうえで、代替案検討の件に関しましても、まさしくその住民移転数が正確でない中のスコーピング案とはどういうことかというようなご指摘も実はいただいていたところではございます。スコーピング案のときの代替案検討の住民移転数の数に関しては大中小で分析をさせていただいているのですが、そのときの分析手法をもう1度確認しました。この数字に関しては、その住民移転数をカウントしたものと全く別に分析をさせていただいております。これに関しましては、ROWを地形図の上に重ねまして、影響を受ける構造物というものを実際に写真の上でプロットして確認をして、構造物の現地調査をして確認をしてカウントをして、その構造物と世帯数の数を想定で、1建物1世帯というような想定で、影響住民を割り出して分析をしております。ですので、スコーピング案段階での代替案検討における住民移転数の分析というものは、先ほど申し上げた世帯数カウントの話とはまた別に分析をしております。これは協力準備調査で分析しておりますので、別のものとご理解いただければと。ですので、スコーピング案段階での代替案検討は適正に行われているというふうに考えております。

翻りまして、今回の助言の中で、何をもちて代替案を検討しているかというご指摘もいただいております。これはご指摘のとおり、住民移転数だけを考慮しているわけではなくて、同数値が必ずしも最小の案を選択できていないというのは事実ではございます。ただ、3つの案の中で、もちろん1番最悪のものではなくて、比較的最小の数に近いところでございます。それ以外には、その土地収用のコストもありますし、あと、森林地の伐採の影響もございますし、また、建設コストの合理性というところも勘案させていただいております。そこら辺、どれが1番というわけではないのですが、総合的に勘案させていただいたという経緯がございまして。そこに関しては、何をもちて検討させていただいたのかというのをDFRの中でもう少し具体的に書かせていただきたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

田辺委員、説得的かどうか、ちょっとあれですけども、今の点どうですか。いかがですか、田辺委員は。

○田辺委員 はい、内容的には承知しました。

○原嶋委員長 まさに今ご指摘の点を説明してほしいというのが、寺原委員をはじめとするワーキンググループのご助言だと思います。よろしいでしょうか。

○田辺委員 はい。

○原嶋委員長 続きまして、長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 お願いします。

○長谷川委員 ワーキンググループ委員の方々、ご苦労さまでした。

二つほど確認というか、質問になりましょうか。ワーキンググループの方々というよりはJICAさんのほうへちょっと質問、確認をしたいと思うのですが。

一つ目は、補足のところにあつたように、スコーピングのときには3路線を一体的に検討したと。今回は、そのうちの当該案件1本に絞ってやったというふうなことなのですけども、環境影響評価というか、環境配慮自体はこの3つについて合わせて一体的にやったのだけども、たまたまドラフトファイナルレポートだけ、ばらばらに今回は書きますよというような内容なのか、それとも、一体的にせずに、その環境影響そのものもそれぞれについてやったというふうなことなのか。と言いますのは、わざわざ一体的にスコーピングをやって、累積的にどうかとか、複合的にどうかというような検討も多分なさったと思うのですね。それが今回1本に絞ったことで、それが最後までその一体的なものができずに1本だけのドラフトファイナルができたのか、あるいは、やったのだけども、結果自体は3つのドラフトファイナルレポートに分けてそれぞれ書きますよということなのか、この辺ちょっと確認させてください。

それから、もう一つ、これは助言案の7番、それから論点にもなっておりますけれども、代替案のいわゆる総合的な判断基準ですよ。これは、今までいくつもの案件を見せてもらって、代替案検討のときに十分な説明があるという、あるいは基準をちゃんと示しているというもののほうが非常にまれだったと思うのです。それで毎回こういった議論がなされてきておるのですけれども、今回もワーキンググループをやったときに、総合的判断という内容が十分に、基準も含めて、委員の方たちに示されていたのか、いなかったのか。いなくて、その辺りがわからないので、ドラフトファイナルにはしっかりと説明してくださいよということなのか、あるいは、説明は口頭であって、委員の方々が皆さん合理的だねということで納得されて、ただ、文書になっていなかったのか、ファイナルレポートに書いてくださいよということなのか、これは大きな違いがあると思うのですね。もし委員の方も含めてどういうことで総合的判断になったのかというプロセスがわからない、基準がわからないということであれば、これは先送りになっているということで、それが本当に合理的かどうかという判断はどこかでしっかりとやらなくちゃいけないのですよね。それが今回、そこを今後ちゃんと文章化しますよということだけで終わったのであれば、助言をする我々がそれをある程度しっかりと見せてもらうということにはつながらないわけですけども、その辺りはどんなふうに考えているのか、教えていただければなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございます。

まず、2点ありましたけれども、前者について、西井さん、よろしいでしょうか。3つの道路を分けたことはEIAとの関係ではどうなっているかというご質問ですけれども、西井さん、よろしいでしょうか。

○西井 ありがとうございます。南アジア一課、西井でございます。

この3路線に関しまして、実は直接接続している道路ではございませんで、それぞれちょっと違った場所に設置されている道路でございます。従って、環境社会配慮においても、スコーピングは別々に作っております、住民協議もそれぞれ別々に実施をしているところでございまして、必ずしも一つでその環境社会配慮対応ということではございません。なので、ドラフトファイナルの時点でも切り分けさせていただきましたが、それに基づいて別々に記載をさせていただくことを想定しております。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、後者の、代替案の総合的判断についての説明は尽くされているかどうかということですが、源氏田主査および寺原委員、もしコメントありましたらお願いします。

○源氏田委員 この部分については、まず、スコーピング段階の助言では、非自発的な住民移転を回避・最小化することというのが出ていまして、それを1番の判断基準にしてくださいというような、そんな感じだったのですけれども、実際に出てきた3つの案の比較を見ますと、必ずしも住民移転の最小案が採択されているわけではないということになりまして、では、何を判断の根拠にしたのかという話をいたしました。そのときには、なるべく住民移転は少ないほうを選択していますということと言われていまして、そのほかにも、住民移転にかかるコストであるとか、工事の実施の可能性ですとか、あるいは工事の工事費、そういったものを併せて判断をしましたというような言い方をされましたが、ただし、詳細に細かくご説明をいただいたわけではなかったもので、それについては、ちゃんともう少し文章化をして書いていただきたいなと、そういうことであつたかと思えます。

寺原委員、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 寺原委員、お願いしていいですか。

○寺原委員 寺原です。

今の長谷川委員の質問ですが、源氏田主査の意見と同じように私のほうも、その場で説明があつて、それをファイナルレポートに記載するというのではないと。あくまでも総合的な判断なので、いろいろなことを加味した結果、この案になりましたというふうにあつて。では、総合的なというのは何ですかと。同時に、その基準として、住民移転等の回避・最小化なども図るという基準があるわけですね。その基準は上のところに書いてあるけれども、それが最小化されているわけではないという、かつ、それに対して説明がないというところにおいて、この助言案と論点が残っているという状況でございます。ですから、これを現段階においてワーキンググループに対してJICA側から納得のいく説明というのはないというところでございます。

以上です。

○原嶋委員長 長谷川委員、いかがでしょうか。長谷川委員、よろしいでしょうか。

○長谷川委員 はい、一つ目については、納得というか、理解しました。ありがとうございました。

二つ目のほうが、今最後にご発言いただいたようなことであれば、もう助言委員会の登場する場面というのはなくて、どこかでこの代替案についてしっかりと合理的に選択されたかどうかということ誰かが判断するというか、そういうステップがあるのかなのですけれども、ここまでしか助言委員会はカバーできないと、そういうふうな理解で終わるということでしょうかね、結局は。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

加藤さん、いらっしゃいますか。

○加藤 はい、JICA審査部、加藤です。

○原嶋委員長 今の、ちょっとプロセスとして、代替案の総合的判断の詳細について、多分実際にはかなり工事費のところに重みを置いて決められているような印象を私自身は受けましたけれども、いずれにしろ、それを詳細、ファイナルレポートのほうに書いていただくことになって、その確認というのは、審査部としてはどういう形になるのでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

JICAの審査のプロセスとしては、こういった助言委員会の場で、DFRを通じていただいた助言を踏まえて議論がなされ、そこで当然に問題点の指摘も受けるわけでございます。それを受けて、実際の環境レビューのプロセスにおいて、その助言を生かした形で、ガイドラインに照らした審査を行うという形になっております。従って、全ての 이슈について助言委員会の場で最終的な結論まで示せるということは、過去の事案においても、必ずしもできているものでもありません。場合によっては、指摘を受けて、問題点を更に相手側と協議をして、審査で確認をしていくというもの、 이슈によってはございます。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。

これは環境レビュー、今回の助言に対する対応表みたいなものが環境レビュー方針みたいな形でまた明らか、つまびらかになるという段階というのはあるのでしょうか。

○加藤 はい、ございます。環境レビュー方針のご説明という形で、全体会合の場でご説明させていただいたうえで審査に入るということになります。

○原嶋委員長 長谷川委員、そういうことで、今回の助言に対するまた対応を環境レビュー方針の中で、多分文章も含めて開示していただけるというステップは予定されていますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川委員 後戻りはできないけれども、確認はする機会はあると、こういうことかと思うのですね。まあ、しょうがないと思います。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

奥村委員ですか。奥村委員、聞こえますか。

○奥村委員 はい、奥村です。

○原嶋委員長 どうぞ。

○奥村委員 山崎委員にご質問なのですが、助言の5番で、予測値に関してJICA様から何か細かい説明があったという話なのですが、予測式みたいなものまで詳しく説明があったのか、それとも、さっき回答のところに書いていただいたぐらいの、何か定性的な説明だったのかということ、どちら

だったのでしょうか。

○原嶋委員長 山崎委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○山崎委員 はい、山崎です。

そうですね、JICAさんのほうからは簡単な定性的な説明とともに本件後の予測結果のデータをエクセルのスプレッドシートベースで見せていただいて、先ほど申したとおり交通量は非常に大きく増えていく予想であるものの、本件後は舗装道路になり、その環境への影響は減少も見込まれる部分もあるということで、おおむねそのデータ、ぱっと見ですけれども、効果的であると見受けられましたので、係る助言案とさせていただいたということでございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

一応、定量的なデータは示されているということです。

○奥村委員 ありがとうございます。

あともう1点なのですが、これはJICAさんに質問なのですけれども、その予測の妥当性みたいなのを最後確認して担保するというのは、それはJICAさんのほうで実施されるということになるのでしょうか。

○原嶋委員長 審査部のほうでよろしい。どなたでしょう。加藤さんでしょうか、西井さんでしょうか。どちらかレスポンスをお願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 JICA審査部の加藤です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○加藤 その予測の妥当性につきましては、調査団の専門的知見を生かしてご提示いただくのに合わせて、JICAとしても、その適切性を確認をしていくということになります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○奥村委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、米田副委員長、聞こえますか。

○米田副委員長 はい、米田です。

○原嶋委員長 お願いします。

○米田副委員長 ありがとうございます。

2点あったのですが、1点は田辺委員のほうから出ましたので、もう1点、形式的なことだけお話しします。

助言の1番ですけれども、住民の利便性向上と交通事故ということで、これは環境配慮ではなくて社会配慮に移したほうが良いのではないのでしょうかというのが私の意見です。

以上です。

○原嶋委員長 源氏田主査。私もそう。源氏田主査はいかがですかね。

○源氏田委員 これは原嶋委員長に伺いたいのですけれども、私もこれは社会配慮に移してもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 いいですよ、はい。実は最初、これを議論したとき、排水の問題を。

○源氏田委員 そうですね、はい。

○原嶋委員長 その流れでここにあるので、これ、1番の場所を今の……

○源氏田委員 社会配慮のところに入れていただいて。

○原嶋委員長 はい、社会配慮に入れて、5番にする。

○源氏田委員 5番にしてください。

○原嶋委員長 ごめんなさい、はい。

○源氏田委員 よろしくお願いします。

○原嶋委員長 事務局のほうでちょっと今、修正をお願いします。

この流れからいうと、実は水の問題を議論している流れの中でこの問題が浮き上がってまいりましたので、ちょっといきさつ上そこになっていましたので、今、米田副委員長からのご指摘はまさにそのとおりですので、修正するようにいたします。

○源氏田委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 米田委員、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 続きまして、柴田委員、お願いします。柴田委員、聞こえますか。

○柴田委員 はい。もういくつか既に委員の皆様から質問させていただいてクリアになったのであれなのですが、ちょっと1点だけ、JICAの方に教えていただければと思う点がありまして、ちょっと事業実施のスケジュールとも関係するところなのですが、5番の大気汚染と騒音の予測についてなのですが、道路の事業で非常に重要なところかなというふうに思うのですが、これが予測値が入っていなかったというのは、そのスケジュール的に何か、当初間に合う予定だったのだけれども何かアクシデントで間に合わなかったとか、そういうことなのではないでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

これも確かワーキンググループで出たと思いますけれども、西井さんでしょうか。調査部の方が何かご説明になったように記憶がありますけれども、西井さん、よろしいでしょうか。

○西井 南アジア一課、西井でございます。

すみません、スケジュール的に間に合わなかったというよりは、本来入るべきものを逃してしまっただけと申しますか、落ちてしまったというのが実態でございます、こちらの確認ミスでございます。

○柴田委員 そうしますと、ここは何か単純なミスという事で。

○西井 はい。数字自体はございまして、ワーキンググループのときにも提示させていただいておりますが、フォーマットにモデルに基づいてシミュレーションしておりますので、それ自体はございました。

○柴田委員 わかりました。道路事業だったもので、ちょっと重要なところかなと思って確認させていただきました。よくわかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

松本委員、聞こえますか。

○松本委員 はい。

○原嶋委員長 お願いします。

○松本委員 松本です。

これはワーキングに質問なのですが、先ほどJICAの西井さんがちらっとおっしゃっていたように、私は、実はこの話を、説明を聞いたときに、これ、では、スコーピング、意味がないじゃないですかというのが最初に聞いた第一印象でした。しかし、助言案にはスコーピングをやり直すことという文言が書かれていなかったもので、つまり、ワーキンググループでの議論を経て、これほどまでに非自発的住民移転の数が違っていても、とりあえずスコーピングは成立しているというふうに判断されたというふうに理解をしているのですけれども、スコーピングのやり直しまでは必要がないというふうにワーキングの方々が判断したとするならば、その理由は何かを教えていただけますでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

まず、源氏田主査、コメント頂戴できますか。

○源氏田委員 はい。自発的住民移転が74世帯から698世帯になったということで、非常に大きな差があったわけなのですけれども、これについては、情報を細かく取ったら新しい数字が出てきたという説明をいただいておりますので、特にスコーピングをやり直すというような話はワーキングのところでは出ませんでした。

以上です。

ほかに、どうでしょうか。ほかの委員の皆様。

○原嶋委員長 原嶋です。

今ご指摘の点で、私のほうから1度質問したのは、スコーピングで代替案を検討した段階で、住民移転の把握の差について結果がどう変わってくるかということについて質問して、記憶の範囲では、それによってもその代替案の結論は変わらないのではないかなというようなご回答があったように記憶して、その辺りは一応の議論はさせていただいておりますけれども。

寺原委員、聞こえますか。寺原委員。

○寺原委員 はい、寺原です。

○原嶋委員長 もし何かコメントありましたらお願いします。

○寺原委員 確かに、数が大きく違っているというのはショックでしたが、やり直せという話にはなっていないですよ。スコーピングの項目についてはそれぞれ、こういうのをやってください、こういうのを入れてください、これが欠けているのじゃないかというのが最初の、助言対応表でした。だから、それ以上やり直せという話にはなっていませんでしたというところなのですけれども、どうでしょうか。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

松本委員、いかがでしょうか。結論から言うと、やり直せというような踏み込んだ議論はなくて、その情報が不十分だった中で結論が変わる可能性があるかないかということについては議論があった、そういうプロセスはございます。

○松本委員 細かいデータはワーキンググループに提示され、ワーキンググループで議論するというのがルールですので、ここで議論を蒸し返すことはいたしませんけれども、1番気になるのは、それだけ増えたことによって、被影響住民の属性や社会的な環境や、あるいはそれに対する考え方の多様性の変化みたいなものが、単に数が増えたからとかいうだけ、あるいは代替案という数字上の軽重をどうつけるかということだけではなくて、質的な変化ということも当然、それだけ数が増え

れば社会影響に起きるはずなので、その点について踏まえられているのかどうかということをお聞きできますでしょうか。

○原嶋委員長 先ほど西井さんが、代替案の検討の段階における住民移転の把握についての実情についてご説明があったと思いますけれども、西井さん、もう1度その点、今、松本委員のご質問に対応する形でご説明いただけますか。

○西井 すみません、南アジア一課、西井でございます。いろいろと混乱を招いてしまって申しわけございません。

もともと非自発的住民移転数の数が74から増えたというところは、もともとの74という数字の数え方が非正規のみを対象にしてしまったというところで、カウントの対象を間違えてしまったということでございますので、74が大幅に増えたというわけではないということでございます。

そのうえで、代替案検討のところでの住民のカウントに関しましては、これとはまた別に、協力準備調査の中で実際に地図にそのROWを落とし込んで、影響を受ける構造物を確認、プロットして確認して、現地調査を経て算出、確認をしているということでございますので、これはこれで純粹に、どれだけ影響あるのかというのをカウントして確認をしておりますので、先ほどの非自発的住民数のカウントの話による影響は受けていないという理解でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

松本委員、そういうことで、全体としてプロセスを全て戻すということに踏み込む助言をするほどの明確なところまで、助言委員会、ワーキンググループとしてはなかなか判断し切れなかったと。

ただ、説明が不足しているので、十分それを補足ないし補ってほしいということで、今回の助言ないし論点の指摘に至っているという理解ですけれども、いかがでしょうか。

○松本委員 ごめんなさい、僕、1個だけ多分理解できていないのですが、74世帯じゃなくて600何人だといったときに、実際には数はそんなに変わっていないということの意味がよくわからなかったのですが、もう1度お願いできますか。それは何か大幅に違うように思えたので。

○原嶋委員長 西井さん、お願いします。

○松本委員 もう少しゆっくり説明、お願いします。

○西井 説明が拙くて申しわけございません。

非自発的住民移転数の全体の中で、DPRの時点で74と書かせていただいたのは、そのうちの非正規のノンタイトルホルダーの非自発的住民移転数のみの数として74を書いてしまっていたと。本来であれば、正規と非正規、両方合わせた数字を書かなければいけないところを、誤って74と書いてしまったというのが原因でございます。なので、全体のパイのうち一部分だけを取り出した数字を74と、さも全体の数かのように書いてしまったというところにもともとの誤解がございまして、必ずしも全体数が74から急にウン100に増えたというわけではないということでございます。

○松本委員 わかりました。その600いくつというのは、もうあらかじめ把握していた数だということですね。わかりました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

織田委員、聞こえますか。織田委員、お願いします。

○織田委員 はい、よろしく申し上げます。

質問は、まずはワーキンググループの方にお尋ねしたほうがいいかと思うのですが、指定部族の

件です。これまでのスコーピングやなにかのときは何度か、この指定部族の人たちをどう捉えるかということが言及されてきたし、前回の助言案にも含まれていたかと思うのですが、今回は入っておりません。なおかつ、32番の原嶋委員長の質問は、指定部族の人が含まれているかということについての質問だったようですけれども、今回のワーキンググループでは、この指定部族の扱いについて多少でも何かご議論がおありだったのかどうかということについてです。

それと関連して、前回の回答表を見ておきますと、いろいろな特定の部族を先住民というふうには見ないけれども、すごく不利を被る部族があれば、その人たちについてはいろいろな先住民計画にも近いようなものを考えるというような回答があったと思うのですが、例えば今回のように、この3か所のところを1か所だけ取り上げたら、このボド族でしたか、指定部族の方々がとりわけほかの部族に比べて不利かどうかということがなかなか判断できなくなると思うのですけれども、そういうときはどういうふうになるのか。ちょっと疑問を持ちましたので、まずは委員会のワーキンググループではこの指定部族についてどのようなご判断をなさったのか教えていただければと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

源氏田主査、コメントお願いしていいですか。

○源氏田委員 はい、承知しました。

指定部族については、質問の中でもありましたし、議論にもなったのですけれども、まず、このボド族、指定部族が、世銀で言うところの先住民族に当たるかという点が原嶋委員長から質問があったのですけれども、JICAの側からは、世界銀行のセーフガード・ポリシーに照らして判断すると、この指定部族は先住民族に当たらないのですよという話が回答として返ってきました。それは、例えばボド族の固有な居住地や領地、部族の儀式等に用いる土地があるというわけでもないですし、ボド族の生活様式はアッサム州のほかの人たちと比べて文化的に特に異なっているというわけでもないということなので、ほかのアッサムの人たちと同じような生活をしているということで、先住民族に当たらないという判断をしています。

ただし、このボド族の人たちなのですけれども、収入などを見ますと、ほかのアッサムの人たちよりもちょっと少なめというところはやはりありまして、DFRの中では、アクションプラン・フォー・ザ・スケジュールトライブということで、この指定部族のためのアクションプランは別途つくっています。先住民の計画ではないのですけれども、それに準じた形でアクションプランをつくっていきまして、例えば生計回復のためのプログラムとか、そういったものもボド族向けにやるという話を伺っております。ということで、先住民族ではないのだけれども、ボド族、やはり非常に厳しい立場に置かれているということもありますので、アクションプランなどで対応していくという形になっております。

以上です。

○原嶋委員長 織田委員、いかがでしょうか。

○織田委員 ありがとうございます。ご説明でわかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

木口委員、聞こえますか。

○木口委員 はい、木口です。聞こえますか。

○原嶋委員長 お願いします。聞こえます。

○木口委員 先ほどの織田委員のご質問で含まれていたところもあるので、1点だけなのですが、私もスコーピングのほうに参加しまして、非自発的移転世帯数がこれほど増えたというの、ちょっとショックを受けたところなのですが、先ほど松本委員が詳しくご質問されていたので大分クリアになったかと思うのですが、こういったミスが生じるといいますか、住民移転で非常に重要なところでこれほど大きな数の差が出てしまったのは、今、コロナウイルス感染の関連で行き来が不自由な中で、見落としが生じやすくなっているというようなことがあるのかどうか。それとも何かインド特有の理由でこういったことが起きるのか。あるいは、ほかの国でこういったことが起きると、先ほどの松本委員のご懸念、実際に、被影響住民の方の属性に大きな変化が実はスコーピングのときありましたという、あったのに見落とししてしまったというようなことがある可能性も出るかと思うのですが、それを防ぐという意味でも、今回なぜ発生したのかというのを、もう少し、理由がわかれば教えていただければと思うのですが、これはご担当の方への質問になるかと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

これは西井さんでよろしいですかね。

○西井 南アジア一課、西井でございます。

○原嶋委員長 お願いします。

○西井 ご指摘ありがとうございます。

大変お恥ずかしいことございまして、大変申しわけございませんとしか申し上げられないのですが、ミスが生じた経緯に関しましては、やはり現地とのコミュニケーションの中でいろいろと情報収集しておりまして、DPRの情報に基づいて現地にヒアリングをかけながら数字を確認してきた次第なのですが、やっぱりインドの国内での土地収用のプラン、例えば公式なランド・アクアゼーション・プランの中では正規住民だけを対象にするとか、ちょっとしたルールの違いの中で向こうとの誤解が生じてしまったというのが実情でございます。こちらが求めている数字は正規・非正規、両方の数字であると説明し、それを求めて、向こうから出てきた数字ではあったのですが、先方が感覚的にほかのインド行政文書に書いてあるような数字を持ってきてしまった。そこを何度か確認はしたのですが、その誤解が解けなかったというような、背景はございます。いずれにせよ、ただ、これは言いわけにしかならず、こちらの確認不足でしかございません。今後、重々気をつけたいと思っております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

加藤さん、ちょっと全般的には、コロナによる調査の進行や情報のやり取りについて差し障りが出ているかいないかということをご心配のご意見がありましたけれども、今現状では全体としてはいかがでしょうか。もし何か状況がありましたら教えてください。

○加藤 ありがとうございます。

実際に調査および審査のプロセスにおいて、現地に行くことが難しい中で、オンラインによる確認および現地での現地コンサルタントによる情報収集、そういった形で代替策を取ってきているというのが実態でございます。従いまして、今、木口委員からご指摘いただいた点、今回の状況もよ

く我々も留意点として注意しながら、引き続き対応を進めていきたいと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 木口委員、いかがです。木口委員、聞こえますか。何かございましたらお願いします。

○木口委員 ご説明ありがとうございました。そのようによろしく願いいたします。

○原嶋委員長 阿部委員、聞こえますか。

○阿部委員 はい。

○原嶋委員長 お願いします。

○阿部委員 阿部でございます。

すみません、同じ論点になってしまって、JICAの方のご苦労もわかるので恐縮なのですが、コメントとしてお願いいたします。

やはり正規か非正規かというのは本質的には、あまり重要な点ではないと思いましたが。非正規の人に対する関係者の意識が重要であるという指摘がいく最大の理由は、やはり自らの権利とか、そういったものを主張することが弱い立場にいるということが共有されているからだと思うのですが、一方で、正規とみなされている人が本当に正規なのかということも場合によっては微妙だと思しますので、その辺の区別は必要なのかもしれないのですが、それが結果的に情報が落ちるようなことがあってはいけないと思います。その辺がかなり実際のオペレーションで、特にこういったコロナの状況では難しいと思うのですが、一つの提案としては、提案というほどではないのですが、多分、先方とのやり取りをするとき、あるいはそのコンサルタントの方にTORのようなもの、あるいはスコープ・オブ・ワークスのようなのを示すときに、どういう指示をされているのかということをもう1回レビューいただいて、メールとかでもそうなのですが、どういった指示で明確に伝わっているかということをあらかじめ、もう1回確認したほうがいいのかと思いました。やはりコミュニケーション難しいものですから、どういう指示をしているのか、あるいは、どういう依頼をしているのかというところは重要ではないかと思った次第です。

以上になります。

○原嶋委員長 コメントとして頂戴させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、山岡委員。山岡委員、聞こえますか。

○山岡委員 はい、山岡です。

私も非自発的住民移転に関する事で恐縮です。ただ、この数についてはJICAのご説明で理解はできました。

ちょっと一般的な質問になるのかもしれませんが、道路の場合は、ダムと違いまして、非自発的住民移転といっても、ちょっとだけ道路ができることによって移動するような方もおられますし、道路が自分の住居に近いところにひかれるということで便益を受けるような、そういう方も結構おられると思うのですね。この場合の非自発的住民の定義になるのですけれども、恐らくは物理的に何らか移転しなければならない人が非自発的というふうにカウントされているのではないかと思います。実質はいわゆる、多少の移転でも、それによって便益を得る人にとっては、これは非自発的ではなくて、いわゆる受け入れるというような意思を表す方もいるのではないかと思います。その考え方と、実際の調査で、受け入れるという意思を示している人も、やはり非自発的と

いうふうに使われているということなののでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○山岡委員 ちょっと質問になると思いますが。

○原嶋委員長 これは多分、審査部のほうで、ガイドラインにおける非自発的住民移転の非自発ということの取り扱いについて、審査部のほうで示していただいたほうがよろしいでしょうかね。

○加藤 はい、ありがとうございます。

非自発的住民移転の定義は、まさに世界銀行のセーフガード・ポリシーも参照しつつ、解釈をしておりますので、民民による取引もしくはボランティア・ドネーションのようなものに該当せずに、自発性のない移転が強いられる場合に非自発的住民移転という取り扱いをしております。

ただ、それ以外にも、生計喪失とか、そういったものも幅広くガイドラインに沿って考慮しています。そこはご本人の意図、例えば、一方で生計が失われるけれども、道路が通ることによる便益があるという、そういったご本人の受け止め方に関わらず、例えば生計の喪失もしくは非自発性のある土地の収用および移転、そういったものがあればガイドラインの対象として適正な補償ということを求めていくということになります。

以上です。

○原嶋委員長 山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 説明ありがとうございます。

今回、数が相当多いですし、割と調査自体もどの程度正確に行われたかというのがちょっと疑問になるような場合、特に今回の場合、そこまで、やはりボランティアかインボランティアかという区別もされたうえでの先ほどの数字というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○原嶋委員長 JICAの側、どなたかお願いしてよろしいでしょうか。JICAの側、今の山岡委員のご質問。

○西井 南アジア一課、西井でございます。

○原嶋委員長 西井さん、はい、お願いします。

○西井 ありがとうございます。

基本的に、今回の住民の皆さんに関しては、全員非ボランティアの対象に入ってくるのかなというふうに理解しております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

国家権力というか、法律などに基づいて強制的に移転を求められた場合、結果的に喜んで受け入れる人と受け入れない人、両方いらっしゃいますけれども、どちらにしても、それは非自発的住民移転になりますし、今回はそれが対象ということですが、山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 いずれにしても、強制的に移転を求められれば全て、喜んでいても、その受け入れにくい方も、両方ともガイドライン上は非自発的住民移転になるということでございます。

続きまして、作本委員、いかがでしょうか。

○作本委員 すみません、ただいま織田さんから出された質問、ちょっと蒸し返すようで申しわけないのですが、以前、インドの場合には指定部族があって、これもカーストの延長線上にあって、これを今正す方向に、政府、中央政府含めて努力はされていると思うのですが、やはり先住

民に入るかどうかという問題ではなくて、これは歴史的にずっと形成されてきた人種差別の構造なのですよね。インドだけではなくて、アフリカにもあるでしょうし、あるいはマレーシアにもまだ残っている。これが途上国の現状なのでありまして、これをやはり、先住民に該当するかどうかという議論だけではなくて、社会的弱者の人権に関わる部分であるというようなことから、今回の助言には入っておりませんが、やはり環境レビューという最終段階ではぜひ、先ほど申し上げられ、JICAさんが言っていたようなアクションプランその他での対応を取るといような形で、環境レビューの中には具体的な対応あるいは方向を指摘していただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。これはコメントとして頂戴してよろしいですか。

○作本委員 コメントで結構です、はい。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 はい。私もコメントで恐縮なのですが、あの論点にもう1回戻りますけれども、今回のワーキンググループが出された代替案の総合的判断基準というのは非常に大切な問題だと思うのです。それで、これはいつこういった基準を、しっかりしたものを出してくるかというタイミングが非常に重要だと思うのですね。

今回はドラフトファイナルレポートの中でのこういった議論なり、あるいは助言なのですが、実は、代替案検討というのはスコーピングのときに非常に重要な項目になっていると思います。それで、そのときこのタイミングで、スコーピングのタイミングでしっかりと基準がどうである、あるいは総合的な考え方として重みづけをどうすると、そういった今回出てきた自発的住民移転の話もしっかりとそこへ重みづけも含めて組み込んでいくということ、タイミング的にはスコーピングの時期にやるべきだというのが私の希望というか、思いなのです。

今回、その時期にはまだまだ詳しい情報が集まっていなくて、その後、今回のように住民移転の数が変わってくるとか、そういうことが度々あると思います。そういったときに、その変わった数字を基にして、それで選んだ、あるいはやった代替案検討は正しかったかどうかということ振り返るときに、基準さえしっかり決めておれば、その後出た正確な数字を基に、やはり選択したものはAじゃなくてBだねとか、そういった議論が冷静に、客観的にできるわけですね。

ですから、スコーピングのときにこの基準をないがしろにして進んでしまう、そうすると、どれか一つに代替案を選んでしまって、あとはそれを中心に、それに引っ張られるような形でどんどんどんどん進んでしまって、後戻りというのがほぼできないようなことかなと思うのです。ですから、タイミングということ、もう1度言いますと、こういった代替案検討の基準づくりとか総合的判断の諸々のことというのは、スコーピングのときにしっかり出してもらおうと。そういうことをJICAさんのほうにも、コンサルタントさんにも、またしっかりとそういった指示をしてくれるようお願いしたいと。これは私のコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋でございます。

ほか、ございますでしょうか。

今の点はとても重要でございまして、ワーキンググループでも本来、代替案の判断基準について

は、スコーピング段階でももう少ししっかりと明示すべきことだということは出ていたように記憶しています。

ほかにございますでしょうか。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 じゃ、石田委員、お願いします。

○石田委員 もうかなり長い議論がなされて、多くの方が発言されて、ほとんど聞きたかったことが聞けたので、それはよかったです。

それと、代替案については、長谷川委員中心にかなりおっしゃっていただき、これはコメントになるかもしれませんが、代替案については長谷川委員を中心に複数の委員の方におっしゃっていただいて、私もかなり同感するところが多かったです。恐らく仕事の性質上、コンサルタントの提案に多くを委ねておられるのだと思うのですが、代替案のところ、本当に見ていると質が高いなとも。別にどの方法を選んででもいいと思うのですけれども、きちんとした一貫性のある説明がなされていれば、代替案検討としてはかなりいいのではないかと思うのですね。そういうのもあれば、そういうのでないときもあるので、そこら辺の質の担保は本当に重要だなと改めて感じました。

1点だけ質問させてください。すみませんが、助言の環境配慮のところを見せていただけないでしょうか。

ありがとうございます。

自然環境や生態系への配慮というところで質問をさせてください。ただ、今日はちょっと電波のつながりが悪いところへ来ているので、途中切れてしまったりしたので、2、3回つなぎ直して、その間にもし既にそういう質問や回答がなされているのであれば、その旨おっしゃっていただければと思います。

旧3番、現2番ですか、採石場の選定に当たっては、水源地周辺を回避する、または野生動物保護区やIBA/KBAを回避することを記載するというので、とても重要な指摘だと思いました。それで、今日の議論と少し関連すると思いますが、これがきちんと実施されていくというエビデンスといえますか、そういう資料はもう既にそろっていて、いわゆる代替案ですよ。現在想定されているような場所ではない場所を選んで、影響が出ないことも確認できるということが確認済みであるということなのか、または、これから探して確認していくということなのか、それによって実現可能性が全然変わってきますから、まずその点をお聞きしたいです。

よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○石田委員 すみません、それと、自分でしゃべっていても一つ質問を思い出しました。旧2番、現1番のほうで、丁寧なモニタリングを実施することと、また非常に重要な指摘がなされていて、実際に丁寧なモニタリングをできるだけキャパシティというか、そういう体制があるのか。ないのであれば、何らかの追加投資がこちらから必要ではないのかなと思いました。

以上2点です。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

西井さんでよろしいでしょうか。今2点ご質問ありましたが、西井さん、いらっしゃいますか。

○西井 南アジア一課、西井でございます。ご質問いただきまして、ありがとうございます。

1点目の採石場の選定に関しまして、実態上はある程度、採石場の選定は進んでおりまして、ある程度の場所の想定はございます。現時点で水源地周辺ですとかIBA/KBAの関連部分に当たるようなところは選定されていないことになっていきますので、実現可能性はあるのではないかとというふうに考えております。

あと、丁寧なモニタリングに関しまして、一応事業の中でもコンサルタントを雇う予定にしております、その中の環境社会の担当コンサルタントも配置することを想定して、事業計画を立案しており、実施機関自身でやってもらうことを想定しておりますが、それをサポートする体制も含めて、モニタリング体制は確保できているかなと考えております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、聞こえますか。

○石田委員 聞こえています。

○原嶋委員長 今よろしいでしょうか。一応2点、はい。聞こえますか。

○石田委員 はい、聞こえています。

旧3番、現2番のほうについては、もし採石場の選定が既に水源周辺を回避するのであれば、回避するということが確認されているのであれば、どうしてわざわざ助言に載るのででしょうか。新たな質問です。

それと、野生動物保護区やIBA/KBAを回避することをFRに記載することというふうにもう助言としてしっかり書かれていますので、これを読むと、何か現状ではIBAやKBAに対するある種の脅威があるとか、ある種の影響は出るのかなというふうにも読めるのですけれども、その辺りをちょっと明確、その2点を明確にしていただけませんか。モニタリングについては理解いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとう。

源氏田主査、コメントいただいているんですか。

○源氏田委員 はい。

これ、最初に質問をしたのは私です。採石場の選定に当たって、水源地周辺あるいは野生生物保護区やIBA/KBAは回避していただけますかというのを質問で出したところ、承知しましたと、そして、環境管理計画で書きますというふうにお返事をいただいたのですね。

議論をしている中で、環境管理計画では遅いのではないかと話になりまして、採石場はある程度目途がついているのであれば、もうファイナルレポートの段階で書いてくださいという話をし、それで載せたという形になっています。一応、採石場については大体目途はついているということなのですけれども、確定をしているわけではないと思われまますので、助言として意味はあるのかなと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ワーキンググループの段階では確定していなかったので入れたということです。石田委員、いかがですか。

○石田委員 ご回答ありがとうございます。

そうすると、水源地、採石場の選定に当たってはということも理解できました。その次の野生動

物保護区やIBA/KBAを回避するという点も、ワーキンググループの皆様の議論、皆様のご理解では、この点も恐らく滞りなく、それが補償されるだろうというようなところなのではないでしょうか。その点についても、追加で申しわけありませんが、教えていただくと幸いです。

○原嶋委員長 源氏田主査、お願いしていいですか。

○源氏田委員 はい。

そうです、これは特に場所が決まっています、そのそばにIBA/KBAがあるということは確定しているわけではないのですけれども、一般的に採石場は山の中にできることが多いと思いましたが、水源を避けるとか、野生動物の保護区、IBA/KBAを避けてほしいと、そういう一般的な配慮になります。

すみません、先ほどJICAのほうから少し何か補足があるようでしたので、JICAの方をお願いします。

○原嶋委員長 では、西井さん。

○西井 すみません、西井でございます。

ちょっとだけ補足させていただくと、採石場の候補地は選定させていただいているのですけれども、実際のその詳細な選定自体は、コントラクターが事業を受注して、その中で本当の最終的な採石場選定になりますので、その際に、こういう貴重なところに当たるようなところを選定しないようにということを念押しして、実施機関には伝えておこうと考えております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、いかがですか。石田委員、聞こえますか。

○石田委員 はい、聞こえております。

お二方の回答をいただいて、ありがとうございました。私からは以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、おおむねご意見が出尽くしたところだと思いますけれども、まず助言文について、1か所、場所の変更と、2つ目は若干誤字、字が落ちているところありましたので、7番について字を補うという、2点の微調整をさせていただきます。源氏田主査、内容的には特に、ワーキンググループのほうでは、これは特に問題ないということですのでよろしいでしょうか。

○源氏田委員 私のほうからは問題ないと思います。もし補足があればお願いします。

○原嶋委員長 ほか。それでは、一応この内容で助言文を確定させていただきたいと存じますけれども、もしご意見ございましたら、最終的にサインを送っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

特にない。事務局のほうに特にサインは行っていませんか。

○加藤 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応助言文、助言案につきましては、今2点の修正で最終的な文章として確定をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それで、論点についても原案どおりということで、この助言、論点については、再三ご指摘のとおり、非常に重要な点でございますので、今後、ワーキンググループでの議論に当たっても、代替案の検討の段階とその判断基準について、少し目を配っていただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

源氏田主査、どうもありがとうございました。

○源氏田委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 一応、では、これで本件終了、締めくくりとさせていただきますけれども、もしご発言の希望がありましたらサインを送ってください。

こちらではちょっとサインがないですけれども、事務局のほう、特にないですか。

○加藤 はい、こちらでも確認しておりません。

○原嶋委員長 それでは、一応、ワーキンググループの会合報告と助言文の確定はこれで終了します。

続きまして、今後の会合スケジュール、事務局からお願いします。

○加藤 事務局より、今後の会合スケジュールでございますが、次回全体会合、第118回全体会合は2020年11月6日の金曜日、14時からとなります。今回と同じような形で、オンライン会議と会場での会議の併用という形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

先ほどちょっと小椋委員からご質問のあった幅員の決定の情報について、もし補足があれば、西井さん、情報を提供してください。西井さん、聞こえますか。

○西井 はい、西井でございます。聞こえております。承知いたしました。

○原嶋委員長 確か小椋委員から幅員を決定する際の根拠などについてのご質問があって、もし情報が補えるようであれば情報提供をお願いします。

○小椋委員 お手数ですが、よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 以上でございますけれども、最終的にもし何かご発言。

奥村委員ですか。奥村委員、どうぞご発言。よろしいですかね。

ご発言の必要がある方。

○奥村委員 すみません、ワーキンググループの予定、さっき10月26日のワーキンググループにコメントがなかったのですが、これ中止ですかね。私ももう1回メール確認したら、やっぱり中止のメールをいただいていたみたいなので。

○原嶋委員長 事務局、お願いします。

○加藤 事務局、加藤です。

申しわけありません、10月26日もキャンセルでございます。ありがとうございます。

○奥村委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 奥村委員、ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。もし何かご発言ございましたらサインを送ってください。

よろしいでしょうか。事務局のほうに何かサイン行っておりますか。

○加藤 ございません。大丈夫です。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと時間押してしまって大変恐縮ですけれども、これで第117回の全体会合を終了させていただきます。どうも本日はありがとうございました。

15:39閉会